

平成 29 年度  
第 1 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会  
議 事 概 要

日 時：平成 29 年 5 月 25 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：咲洲庁舎 20 階（まち側）会議室

出席者：増田部会長、鍋島委員、三輪委員

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

**議題 1 環境保全活動補助金事業の審査について（資料 1）**

申請のあった 9 件について、事務局から申請内容等の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 5 点の配点で審査。

**【審査基準】**

- ① 府の環境保全・創造に寄与すると認められること。
- ② 府民の自主的な環境保全活動につながる波及効果が期待されるなど、成果が広く府民に還元されること。
- ③ 適切かつ効果的な事業手法がとられていること。

本補助金の交付を 3 回以上受けた実績のある団体については、あわせて過去に補助した直近 3 回分の事業の評価を行った。

各審査委員の評価点の合計点数の平均点（少数点以下第 1 位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、高得点の事業から予算の範囲内で採択した。審査にあたっては、評価点の下限値（評価点小計の平均点 8 点）を定め、その点数に満たないものは採択しないものとした。

審査の結果、申請のあった 9 件は、評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であった。

**議題 2 大阪府環境保全活動補助金交付要綱等の改正について（資料 2）**

事務局から、大阪府環境保全活動補助金交付要綱、審査基準の一部改正案が提示され、検討を行った。

① 事務局からの説明

・資料2に基づき、交付要綱、審査基準の改正案（これまでの事業実績に係る規定、審査方法）について説明。

② 結果

・案のとおり了承。

**3 閉 会**

以上